高知県学校生活協同組合 組合員の利用代金支払いに関する規則

第1条支払い方法

- 1. 高知県から給与を支給されている教職員の一回払い、分割払いにおける支払い方法は給与から控除される。
- 2. 市町村から給与を支給されている教職員と退職組合員の一回払い、分割払いにおける支払い方法は口座振替払いまたは振替払いの何れかの方法とする。

第2条 購入限度額

- 1. 組合員一人あたりの購入限度額を原則として100万円とする。ただし、分割購入代金の 残高が100万円を越えるときは、組合員に対し購入を見合わせることを要請できる。
- 2. この規定にかかわらず、購入限度額以上の購入を必要とする場合には別途協議する。

第3条 支払い義務

- 1. 組合員は利用代金を遅滞なく支払う義務を有する。
- 2. 利用代金が3ヶ月間支払われない場合は、支払い督促の手続きに沿って処理する。
- 3. 団体扱い保険料については、2ヶ月間保険料が支払われない場合は原則自動脱退扱いとし、未納保険料については支払い督促の手続きに沿って処理する。

第4条 支払い督促の手続き

第3条第2項、3項に該当する場合は法律に沿って適正に処理をする。

第5条 利用の停止

- 1. 第3条第1項に違反する場合には、本組合の事業の利用を停止することができる。
- 2. 第3条第2項、第3項に該当する場合には、組合の事業の利用を停止することができる。

第6条 組合員資格喪失時の支払い方法

組合員及び退職組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を速やかに一括して清算しなければならない。

第7条 除名

この規定にもかかわらず支払い義務の不履行が認められた場合には、本組合定款第12条の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

第8条 訴訟

この規則にかかわる一切の訴訟については、高知県学校生活協同組合の所在地を管轄する裁判所とする。

第9条 改廃

この規則の改廃は、理事会において出席した理事の過半数による議決を要する。

第10条 附則

この規定は2011年10月1日から実施する。